

新鮮野菜を作りますか?~清瀬の農業を体験したい方募集



JA農業体験農園「みらい農園」利用者

JA東京みらいの指導のもと、土づくりから種まき、栽培管理、収穫までを行う農業体験です。種や苗、肥料、農具などはすべてJAが用意しますので、手ぶらで参加できます。栽培に関する事は定期講習会においてJAの職員が丁寧にご指導いたしますので、初めての方でも安心して野菜の栽培・収穫ができます。
④車以外の交通手段で通園できる方(家族・グループ可)
【利用期間】4月1日(木)~令和4年1月31日(月) **④**みらい農園(中里三丁

目、JA東京みらい清瀬支店北側) **【利用区画】**22.5平方m(9m×2.5m) **④**年間45,000円(種・苗・肥料・講習代・野菜代などを含む) **④**2月28日まで(受付は平日午前9時~午後4時30分)に、電話でJA東京みらい本店指導経済課(農園係) **☎**042-477-0037へ
 ※詳しくは、JA東京みらいホームページをご覧ください。
④ <http://www.ja-tokyomirai.or.jp> (QRコード参照)



農業体験農園(野菜づくり)の利用者

農家(農園主)の指導のもと、種まきから育成・収穫までの農業体験ができます。種や苗、肥料、農具などは用意しますので、初めての方でも安心して農業を体験できます。講習会はおもに土・日曜日に行いますので、お勤めの方でも楽しみながら学べます。**④**20歳以上の方(家族での参加も可)
【所在地】小寺農園「畑の仲間 清瀬」(下清戸5-906)

【募集区画】60区画(1区画30平方m(3m×10m)) **【利用期間】**3月中旬から令和4年1月31日(月)年間41,000円(種・苗・肥料・講習代・野菜代などを含む) **④**3月5日(必着)までに、はがきに住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入し、〒204-0011 下清戸5-906 小寺農園「畑の仲間 清瀬」へ **④**高田 **☎**090-9320-3759、または武藤 **☎**090-4025-5119へ

体験型農園生~皆で作って、皆で食べる

安心・安全な朝採り新鮮野菜を自給自足しませんか。土作り、種まき、生育管理、収穫まで専業農家の方と一緒に野菜作りを体験できます。農業機械、用品・用具・資材・種・苗などは農園で準備しますので、手ぶらで参加できます。
【所在地】齊藤農園(上清戸2-2-2)
④週1回午前9時30分~正午(ご希

望の曜日を選択・土曜日を除く)
④月額3,000円(週1回・月4回)、年間一括35,000円 **④**住所・氏名(ふりがな)・電話番号・希望の曜日を電話またはファクスで齊藤農園 **☎**042-492-4492 **④**042-492-4271へ(受け付けは平日午前9時~午後4時)
 ※随時申込みを受け付け中です。

新型コロナウイルス感染症対策事業 市内中小事業者向け「よろず相談会」を延長

市内中小事業者向けに中小企業診断士、社会保険労務士などが相談に応じる「よろず相談会」を3月9日(火)まで延長します。
【相談内容】雇用調整助成金等、新型コロナウイルス感染症に関する経営相談 **④**3月9日(火)までの祝

日を除く毎週火曜日午前10時~午後4時(正午~1時を除く、1時間制)
④清瀬商工会館(松山二丁目) **④**各相談日の前日までに清瀬商工会 **☎**042-491-6648へ

「清瀬応援チケット」の使用期限が迫っています

使用期限:2月28日(日)まで

新型コロナウイルス感染症対策事業として、対象世帯に送付した「清瀬応援チケット」の使用期限は2月28日(日)までとなります。使用期限が過ぎてしまうとすべての取扱店で使用することができ

なくなります。使い終わっていない応援チケットがありましたら、お早めに取扱店でご使用ください。
④産業振興課産業振興係 **☎**042-497-2052

消費生活相談の現場から

これから18歳になるあなたへ
 令和4年4月1日から18歳に成年年齢が引き下げられます!



民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。現在は20歳に成りたての新成人が悪質商法の標的にされていますが、施行後は18歳・19歳が特に狙われるのではないかと危惧されています。

【事例1】
 大学で知り合った友人から「人を勧誘し契約を取ると5万円のマージンが入る。ビジネスを始めるために30万円が必要だが、すぐに元は取れる」と誘われた。お金がないと断ったが消費者金融で借りればよいと言われ、契約してしまった。ところが友人を誘っても契約してもらえず、周りの友人から距離を置かれるようになってしまった。

【事例2】
 脱毛エステの無料体験に行ったところ、店員から「今契約すると全身脱毛コースが20%割り引きになる」と勧められた。一度に払えないと断ったが分割払いも出来ると説得され、断り切れず契約してしまった。契約したことを後悔し、悩んでいるうちにクーリングオフ期間が過ぎてし

まった。
【アドバイス】
 民法では社会経験が少なく、判断能力が十分でない未成年者を保護するために、「未成年者が親権者の同意なく契約した場合は取り消すことができる」としています。そこで悪質業者は、騙しやすいように親の同意が不要となり、一方的に契約を取り消せなくなった新成人をターゲットに契約を迫ります。「必ず儲かる」「すぐに」「今だけ」など、メリットばかり強調したり、急がせたりする勧誘には注意しましょう。おかしいと思ったら身近な相談窓口として、消費生活センターにご相談ください。相談いただいた内容を本人の了解を得ずに誰かに知らせることはありません。
④消費生活センター **☎**042-495-6212(相談専用)

交通災害共済(ちょこっと共済)にご加入を

2月1日から、令和3年度事前加入受け付けを開始します。
【加入資格】共済期間の開始日に、清瀬市に住民登録のある方
【共済期間】4月1日から令和4年3月31日まで(4月1日以降に加入申込みをされた場合、申込日の翌日から令和4年3月31日までが共済期間となります) **④**おとな・子ども同額、1人1口。Aコース=年額1,000円・Bコース=年額500円
④パンフレットに添付されている

る加入申込書に必要事項を記入し、会費を添えてりそな銀行清瀬支店派出所(市役所本庁舎1階)、松山・野塩出張所、りそな・三井住友・みずほ銀行の各清瀬支店、西京・飯能信用金庫の各清瀬支店、東京みらい農業協同組合清瀬支店、きらぼし銀行・青梅信用金庫の各秋津支店の窓口へ(印鑑は不要)
④道路交通課交通安全係 **☎**042-497-2096

【交通災害共済の見舞金】

等級	交通災害の程度 (交通災害を受けた日から1年以内の日数)	見舞金	
		Aコース	Bコース
1	死亡	300万円	150万円
2	重度の後遺障害	200万円	100万円
3	入院日数30日以上	34万円	17万円
4	入院日数10日以上30日未満または実治療日数30日以上	14万円	7万円
5	実治療日数10日以上30日未満	8万円	4万円
6	実治療日数10日未満	4万円	2万円

【交通遺児年金】

会員が交通災害で死亡したとき、会員と生計を同じくしていた東京都の市町村民である中学生以下の子がいる場合、子が中学修了年限に達するまで交通遺児年金が支給されます(別途申込みの必要はありません)。遺児1人につき年額12万円で、半年ごとの支払いです。